

2018年5月31日

一般質問 藤井学昭

2018年3月能登教区発行の「人権問題についての意識・実態調査集計報告書」はお読みでしょうか。昨年の私の代表質問で木越参務は「『寺中』寺院に関わる制度はない、しかし人格の否定や人権の侵害がある場合は同朋教団としてその解決に向けて取り組まなければならない」と答弁されました。報告書では下寺問題に関する設問に、「不条理が世襲される制度」「不当に人格が順列される」「差別そのもの。寺に上下関係があるのに、どうして門徒に差別を言えようか」等々の言葉が列記されます。胸が痛みます。この現実を直視した時「寺中(下寺)問題」を宗門として受け止め課題化していく、つまり具体的に調査研究学習をしていくお考えはあるでしょうか。

アンケートには解決の方策として、差別を差別としてちゃんと認め共有し続ける取り組み、学習会等が必要との声が多数ありました。さらに「衣体の自由化」が解決策という言葉には驚きました。法要座次と衣の色と募財制度が複雑に絡み合った教団の構造的差別と体質に切り込むことが、実は本質的問題なのだという事か。安富信哉先生が「親鸞聖人御誕生 850 年・立教開宗 800 年の記念法要をむかえるいま、宗門の負の遺産を直視し、宗祖の僧伽への祈りに応答していくことが求められる」（教化研究 159 号巻頭言）との言葉を踏まえると、慶讃法要総計画の具体的課題の一つに、寺中問題を取り上げていく視点はとても重要ではないかと提言いたします。如何でしょうか。

首都圏開教拠点設立の問題点は、宗派財産の処分の手続きと公告であります。ただし、新たに建立されたお寺さんに問題や瑕疵があるものではありません。

新たな開教拠点であるお寺への財産処分において、もう一つの疑義である公告に記載されている「償還」済みで「譲渡」という表現は、一般的には有償譲渡と受け止めます。しかし実際は「寄付」そのものであり「当初より無償譲渡の方針」（宗派見解）で、さらに不動産登記簿にも「寄付」と明記されています。であるならば、なぜ公告に「寄付」と記載せず、実態と異なる「償還」済みで「譲渡」と記載したのか。そして財産処分の年月日未記載です。明らかなコンプライアンス違反です。なぜこのような不明瞭な公告になってしまったのか。その

要因は何か。今後どのように整理厳格化していくのですか質問いたします。

この施策の枠組みは、開教者側が自己資金を拠出することなく、土地建物の「寄付」を受けるものです。しかし不明朗な公告の結果、東京教区や首都圏開教に従事されてきた方々でさえ、その仕組みを認識されていませんでした。首都圏では、個人で土地建物を所有して開教を始めることは不可能に近い状況です。その中で宗門は土地建物を用意し、開教法務員を募集し業務委託費を支給しながら開教を支援するとともに好条件な開教支援策を打ち出しました。大いに期待したい施策じゃないですか。全国から開教法務員の応募が殺到してもおかしくないのになぜ応募者がほとんどいないのか。宗派が示す新たな開教への認識を持っていただく努力が足りなかったのではないかと。2010年発行の「真宗会館」20周年「首都圏教化将来構想」では、「法人格取得後に有償にて譲渡する」と記載されており、東京教区や開教者の方々はこの文章を読んで思い込みをしていました。いつ有償から無償譲渡に施策変更があったのか、全国の開教を志す方々に丁寧な説明と共通認識を求められたか。重要な教団施策が逆にとても分かりにくいものになってしまっています。残念でなりません。このような認識と課題を当局はお持ちになっているかお聞きしたい。

当局は大切な指摘を受けたことを素直に受け止め、強弁することなく疑問の声に耳を傾けより良いものを作っていきましょうよ。すでに設立されたお寺のご住職ご門徒の皆様、開教拠点市川行徳真宗会館に従事する開教法務員が意欲を持って活動できるよう支えないといけないときに、何をしていますのですか。これだけ頑なに地元から出ている一つ一つの疑問に向き合わない。これだけ風圧的に対応されては、教区で頑張れないじゃないですか。以上質問といたします。